

国の交付金を活用 全世帯の水道基本料金2か月分を免除

市は、物価高騰が続いている状況下において幅広い世帯に対する支援を早急を実施するため、**水道基本料金2か月分を免除**することとしました。免除額は1474円です。8月検針分（JR高崎線東側エリア）又は9月検針分（同西側エリア）で免除します。申請手続きは不要です。

これは、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として活用するもので、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を直接支援する事業に充当することができます。

国からの交付金2,186万5千円に加え、市の一般財源2,417万7千円を充当して実施します。

議会改革特別委員会を設置 保角議長から諮問された6項目を検討

6月定例会最終日、住民の信頼と負託に応えるため、議会自ら議会の在り方、議会の活性化、議会組織機能、議会運営等について、総合的かつ日常的に議論し「市民にとって身近で開かれた、信頼される議会」を実現するため議会改革特別委員会が設置されました。保角議長から諮問された次の6項目を検討し、答申します。

1. 議員定数について
2. 議員報酬について
3. 通年議会の検討について
4. 議員間（委員間）討議のガイドライン策定について
5. 議会活動の活性化（議会改革）について
ア タブレット活用について
イ 授乳環境及び保育環境整備について
6. 広報広聴機能の充実について
ア 議会モニター制度の充実について
イ 議会活動の発信機能の強化について
ウ 議会報告会のあり方について

委員長：工藤（みらい／議会運営委員長）
副委員長：中村（共産／広報広聴委員長）
委員：桜井（緑風）、小久保（みらい）、湯沢（共産）、島野（公明）、高橋（創る会）、永井（創る会）、滝瀬、（清和会）、大嶋（みらい）

発行者：北本市議会議員 桜井 卓（緑風会）
住 所：〒364-0034 北本市高尾1-166-6
電 話：090-9389-3572（桜井携帯）
52歳。早稲田大学卒。元埼玉県職員。議員専業。
令和元年5月～北本市議会議員（現在2期目）
北本市監査委員、建設経済常任委員会所属、
埼玉中部環境保全組合議員

常任委員会のテーマ活動が決まる 建設経済委員会は「市民の移動手段」

北本市議会の3つの常任委員会では、2年ごとにテーマを決めて調査・研究することとしています。私が所属する建設経済常任委員会では本市の大きな課題である**市民の移動手段（公共交通機関を含む）**について調査・研究することとなりました。

運転手不足や利用者の減少を背景に、路線バスは減便が相次いでおり、デマンドタクシーは予約が難しく、タクシーも駅で待っていてもなかなか来ないという声をよく聴きます。移動手段の確保は喫緊の課題であり、私の一般質問をきっかけに本市でも『地域公共交通計画』を策定する方針を決定しています。関係機関への聴き取りや視察などを行い、結果を議長に報告します。

上尾道路の荒川側は開発しない？ 土地利用構想とは異なる三宮市長の意向

今定例会における工藤議員の議案質疑で、三宮市長は**上尾道路の荒川側は土地利用を図らない意向**であることが明らかになりました。これは第六次北本市総合振興計画土地利用構想検討ワーキンググループにおける職員の発言で明らかになったものです。

基本構想の土地利用構想（下図）では上尾道路の東側にも沿道サービスゾーンや複合的開発ゾーンとして示されていますが、環境保全交流ゾーンも重なっており、市長としては**環境の保全**（特に湧水や希少植物の保護）を**最優先**する意向のようです。



土地利用構想上は土地利用を図るように描いておきながら、実際には職員に開発抑制を指示しているのだとすれば大きな問題です。今年12月定例会で第六次総合振興計画・基本計画案が上程される予定なので、その際にしっかりと確認したいと思います。

SNSでも情報を発信しています！



SAKURAISUGURU.KITAMOTO



Xアカウント
@sakuraikitamoto



安心をすべての人に届けたい

公式ホームページ
http://sakuraisuguru.jp/



well-being 通信

well-being（ウェルビーイング）：幸福、健康で満たされた状態

北本市議会議員
桜井 すぐる



第46号

北本市議会 令和7年6月定例会報告 北本市第六次総合振興計画基本構想は賛成多数で可決

北本市議会令和7年6月定例会は、6月5日から6月27日まで23日間の日程で開催され、市長から提案された13件の議案の審査を行い、全て提案どおり可決されました。今回は、6月定例会の内容を中心にお知らせします。

第六次総合振興計画・基本構想 桜井の提出した修正案は否決、原案を可決

総合振興計画は北本市自治基本条例に位置付けられた市の最上位計画で、10年ごとに策定されています。現行の第五次計画の計画期間が令和7年度末で終了するため、令和6年度から2か年で策定作業を進めています。予算額は2年間で約2千万円です。

議案第38号
第六次北本市総合振興計画基本構想



緑風会・公明党が調整し修正案を提出も 賛成少数（賛成6、反対13）で否決

最初、第六次計画の基本構想を見た時「これは執行部が現状維持するために作った計画」であり、これであれば第五次計画を手直しして延長するだけで良かったのではないかと感じました。

しかし、市民意識調査アンケート、ワークショップ、説明会、パブリック・コメント、総合振興計画審議会、北本高校の生徒と意見交換会などの市民参画の手続きを踏んで策定されたものであることからこれを尊重し、審議会において委員からの的確な指摘が反映されていなかったり、本市が目指す姿をしっかりと書き込むことよりも予算が膨らまないように慎重な書きぶりになっていると感じる部分などについて、同じく原案のまま可決すべきではないと考えていた公明党と調整し、最小限の範囲で修正案を提出しました。

公明党とともに提案した修正案は、日本共産党には賛同していただけましたが、他の会派は修正を不要として否決されました。修正案に賛成した6人と原案にも反対した工藤議員を除く12人の賛成により、原案が可決されました。

修正案の概要（提出者：桜井・島野）

1. 人口の変化を踏まえたまちづくりの方向性の中に「深刻な人手不足を背景に経済社会の担い手として外国籍の住民が急速に増加している」ことを追記することで、労働力の確保と日本人と外国人がともに安心して暮らせるまちづくりを進める。
2. 定住人口を維持するために「定住の取組を促進すること」を追記することで、進学・就職を機とした転出の抑制や出生率向上を図る。
3. 政策1・こどもの成長を支えるまちの「こども」に若者への支援を含むことを明確にするため「こども」を「子ども・若者」と改める。
4. 「保護者等が安心して子育てできるよう支援する」を「市民が安心して子どもを産み、育てることができるよう支援する」に改め、結婚から出産、育児までを支援する。
5. 政策2・安心・安全で自然と共存する住みやすいまちについて「自然を保全・活用し」を「自然を保全・再生・活用し」に改め、失われた身近な緑を別の場所で再生するなど、地域全体で緑にかこまれた状態を維持する。
6. 政策2について「公共交通を体系的に整理し」を「移動手段の確保を図り」に改め、自家用有償旅客運送や福祉輸送、地域住民による送迎なども含めて移動手段を確保する。

基本構想が議会で可決されたことを受け、基本計画の策定作業に入ります。今後のスケジュールは次のとおりです。

7月	北本市総合振興計画審議会
8月	行政経営会議 第六次総合振興計画検討委員会
9月	パブリック・コメント（上旬～1か月） 市民説明会（中旬～下旬）

パブリック・コメントや市民説明会での意見等を受けて素案を修正し、審議会等で検討した後、12月定例会に提案される見通しです。パブコメや市民説明会への参加をお待ちしております。

通話の録音について

Q. 本市では昨年11月から行政サービスの質の向上等を目的に通話の録音を開始している。市民が、自分が市と通話した際の**音声データの閲覧（聴取）**と**写しの交付**を求めたところ、聴取は認められが、写しの交付は認められなかった。この決定は、開示か不開示か。

A. 聴取を認めており、開示決定である。

Q. 写しの交付は認められなかったのに審査請求（不服申立て）できる旨の教示がされていない。審査請求も認められないのか。

A. 審査請求は可能である。開示決定における教示の記載等について今後検討したい。

Q. 何を根拠として、写しの交付を行わないこととしたのか。

A. 北本市庁舎における通話録音装置の設置及び管理に関する規程において、通話録音データは複製してはならないと定めている。昨今ネット上に誰もが容易に情報を拡散できる状況において、様々な偽情報の拡散が問題視されている中、会話本来の文脈や目的とは異なる形、例えば発言を切り取って編集されるなどして職員の音声が増幅され誤解を招く可能性があることから、それによって職員が発言や回答を過度に差し控えるなどするようになり、事務や業務の適切な遂行に支障が生じるおそれがあると判断した。

Q. 今回は聴取を認めたので開示決定であるとの見解だが、写しの交付のみを申請した場合には不開示決定になったはず。不開示決定は個人情報保護法の規定に根拠がなければできない。根拠条文は。

A. 写しの交付はできないことから、閲覧（聴取）による請求を案内することになるが、それでもなお写しの交付のみを請求される場合、そのような事案は想定されるものではないが、仮にそのような請求があった場合は、個人情報保護法第78条第7号を根拠に不開示決定となる。

意見. 78条7号には「国の安全が害されるおそれ、他国や国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国や国際機関との交渉上不利益を被るおそれ、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」などの理由が例示されている。今回示された理由がこれに同等と言えるのか非常に疑問。

保身のために法令を拡大解釈しており大いに問題があると考えます。法令を正しく解釈・適用して、全体の奉仕者として市民全体の利益のために働くことを求めてまいります。

部活動指導について

Q. 本市では子どもの権利条例が施行され、文部科学省では生徒指導提要が改訂された。少し前は、部活動指導において他の生徒の前で大きな声で叱責するような光景も散見された。不適切な指導の禁止が言われて久しいが、怒鳴ったり威圧しない指導法は未だ手探りではないか。部活動指導では何を拠り所しているか。

A. 国や県が示しているガイドラインや方針、本市が策定した『北本市の部活動の在り方に関する方針～共に学び未来を拓く北本の教育を目指して～』の通りに活動している。年度初めに各学校で策定する部活動の活動方針を元に、指導を行う教員や外部指導員に説明し、共通理解を図っている。月に一度、部活動実績簿を管理職が確認し、評価、指導を行っている。

Q. 市の方針が策定された後、国・県の方針が改定され、部活動指導において許されない体罰等の例が記載されるなど、かなり踏み込んだ記述に改められている。本市の方針も改定すべきではないか。

A. 国や県のガイドライン・方針を受け、市の方針を改定する必要がある。今年度中に改定に向けた作業を進めたい。

Q. 日本スポーツ協会が『BAHD防止キャンペーン』を実施している。怒ってはいけないというだけでなく、怒りなくなった場合にどう対処したらよいかを具体的に提案している。本市でも周知すべきではないか。

A. 各校で教職員の研修として怒りの感情をコントロールするためのスキルであるアンガーマネジメントのトレーニングを実施している。BAHD防止キャンペーンについても校長会で周知し、子どもたちが安心して伸び伸びと部活動に打ち込める環境を整備する。

BAHD（バード）防止キャンペーンとは…

BAHDとは、Bullying（いじめ）、Abuse（虐待）、Harassment（いやがらせ）、Discrimination（差別）の頭文字を取ったもので、個人の人權や尊厳を不当に侵害する行為全般を指します。日本スポーツ協会は、スポーツ界からBAHD行為をなくすことを目指し「子どもを守ろう：BAHD防止キャンペーン」を推進しています。

【参考】日本スポーツ協会
より効果的な指導法を求めて
—Stop BAHD行為—



放課後子ども教室の学童保育事業との連携と民間委託について

Q. 放課後子ども教室では高齢化等により担い手が不足し、今年度から開催日数を減らして実施しているところもある。一方、学童保育室では利用者の増加による混雑が問題となっている。

国ではこの2つの事業の連携・交流を促進している。放課後子ども教室は誰でも利用ができるので、学童保育の利用児童が放課後子ども教室を利用することは学童保育室の混雑緩和だけでなく、多様な経験を積むことにもつながる。

他市では放課後子ども教室を民間委託したり、学童保育事業と放課後子ども教室を同じ事業者が運営しているところもある。民間への委託は、運営者の負担軽減や安定的で効率的な運営にもつながる。**両事業の交流・連携を図りながら徐々に民間委託に切り替えてはどうか。**

A. 放課後子ども教室の民間委託は、スタッフの確保など安定的・継続的な運営が可能になる一方で、補助金等の予算の確保、現在のスタッフとの協調・連携について懸念がある。これまでの運営方法との違いから様々な意見が出されることが想定されるため、十分な説明や話し合いを重ね理解を求めることが不可欠となる。今年度、教室を選定した上で、これまで年1回実施していた放課後子ども教室と学童保育室の交流活動をうさぎっ子クラブと連携して複数回実施し、その効果を検証していく。

要望 企画的な交流は準備などの負担増加につながる。日常的な交流が望ましい。現場スタッフ同士の話し合いが重要。

放課後子ども教室	放課後や週末等において、 全ての小学生 の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する。 本市では市内全小学校で週3,4日実施。放課後～16:40。長期休業中は無し。元教員など有償ボランティアが中心となって運営。参加料は年間1500円。
学童保育室	共働き家庭など 留守家庭の小学生 に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 本市では公設・全小学校に加え民設2か所。月～土、19時まで。公設の指定管理者はNPO北本学童保育の会うさぎっ子クラブ。利用料は低学年月1万円、高学年月8千円（軽減あり）。他におやつ代、教材代が必要。

高齢者が安心して暮らせるための施策について

緊急時通報システムの利用促進について

Q. 高齢者の見守りが大きな課題になっている。緊急時通報システムは有効なツールだが、本市では利用者数が少なく増加もしていない。なぜか。（令和5年度 北本市48人、桶川市405人）

A. 令和4年度に対象年齢を75歳から65歳に拡大。令和6年度に人感センサー型を追加、今年度から無線型の通報方式を導入するなどしている。利用促進を図るため、今年6月に民生委員の各地区定例会に職員が出向き、緊急時通報システムの説明をした。

要望 広報等でも周知していただきたい。

北本市の緊急時通報システム



無線発信機及び緊急通報電話機を利用して受信センターに通報することで、速やかな救急活動及び相談等を行う。緊急連絡先が必要。

利用料➡ 機器の設置費用は市負担。基本料及び通話料は自己負担

対象者➡ 市内在住で疾患などにより常時注意を要する65歳以上のみの世帯、その他特に必要と認められる世帯

買い物支援策について

Q. 高齢になり車を使えないと買い物が大変になる。買い物に行き、欲しいものを自分で選んで買うことは、満足度の向上やフレイル予防にもつながる。本市における買い物支援策は。

A. 市内事業者の協力で移動スーパーを市内37か所に運行している。また、今年3月から特別養護老人ホームさくら苑の協力で施設の車両を活用し、認知症の方とそのご家族をヘイワールドまで送迎し、オレンジカフェへの参加や買い物支援を行っている。さらに、市内の通所介護事業所や有料老人ホームなど約20施設で、レクリエーション活動の一環として近隣の小売店で買い物支援を行うサービスを行っている。地域の関係機関と連携し、個々の状況に応じた多様なサービスを組み合わせて利用できるよう、事業の周知や支援体制の充実に取り組む。